

長野市立図書館資料除籍基準

(目的)

- 1 この基準は、図書・AV・その他の資料を除籍及び廃棄するに必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍の対象となる資料)

- 2 除籍は、次の各号のいずれかに該当する資料を対象として行うものとする。
 - (1) 汚損、破損がはなはだしく使用に耐えないもの
 - (2) 資料として価値を失ったもの
 - (3) 利用者が、不慮の事故・災害・盗難等により、図書館資料を亡失したもの
 - (4) 貸出資料のうち転出先等が不明により回収が不可能と認められるもの
 - (5) 蔵書点検において、2年以上所在不明で、調査してもなおその所在が不明のもの
 - (6) 合冊等により、数量が減じたものは更正する
 - (7) 館長が定めた雑誌を除いて、原則として3年を経過した雑誌
 - (8) 関係他機関へ管理換えするもの

(除籍対象外資料)

- 3 郷土資料及び貴重な資料は、除籍の対象としない。ただし、資料としての価値を失ったものは除くものとする。

(除籍の手続き)

- 4 資料を除籍するときは除籍資料リストを作成し、館長の決裁を得なければならない。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。